

## 西会津地区非出資漁業協同組合 内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、西会津地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい及びいわな、やまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなくてはならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、第7条第1項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
西会津町奥川大字飯根字弥平四郎地内林道第二号橋 橋脚上流端から上流の奥川	1月1日から12月31日
西会津町野沢地内高橋から上流の安座川と水沢川との 合流点から上流の水沢川	
西会津町奥川大字飯根字洞房地内久良谷沢と弥生川 との合流点から上流の弥生川	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	15センチメートル
うぐい、ふな	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 1,000円
		2,000円(現場)
いわな、やまめ		1年 3,900円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 西会津地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 西会津地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となる事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は、組合が指定する漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはいけない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の順守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。
- (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。